

浜松市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月14日

浜松市長 中野 祐介

指定医療機関名称	所在地	休止年月日
東漢堂内科クリニック	浜松市中央区小豆餅一丁目17番7号	令和7年8月18日